

会所八幡宮雜考

高倉 芳男

- 一 はじめに
- 二 会所神社調所
- 三 会所八幡宮縁起
- 四 会所神社諸資料
- 五 おわりに

一 はじめに

会所神社は、日田盆地の東部に突出した丘陵とその麓にあり、又連郷又連村の西端で、同郷の竹田村、田島村、求来里村の境界に近い。日田郡司日下郡氏所縁の又連の集落はすぐ東に接しており、日田の古代から近世初頭にかけての総氏神である大原八幡宮は、同じ丘陵の北東である。

古くから祭られていたので、祭神も、久津媛（風土記景行

天皇伝説）とか、止波足尼（国造本紀・成務天皇の頃）八幡宮（広神天皇）等の諸説があると思われる。いま俄に断定し難いので本稿では資料を挙げて、筆者への示教と、研究者の参考のために仮りに「会所八幡宮雜考」と題して小文を草した。

二 会所神社調所

八幡会所神社

藪編郷 産神
又連村

神殿前三間横三間

拝殿前三間横四間

楼門前一間半横八四尺

手洗屋前一間二尺横四尺

祭神 帶中日子天皇 天安二戊寅年御鎮座

息長帯売命 息長帯売命三韓御征伐

品陀和氣天皇 亦説ニハ玖磨贈御征伐ノ節トモ伝タ

リ此地御幸於此山軍勢ヲ集玉ヒ御評

定座亦天神国神御祭被遊国形御覽座

処也天安二年鬼蔵永弘其跡奉祭永弘

賊人退治有弓矢奉納

部邑阿自憑於神託建立大友家亡レ滅後宮社荒

神位 無御座候

テ会所社相殿奉祭

祭日 二月十五日

神位無御座候

八月十三日ヨリ十五日迄

祭日 三月十四日十五日 同十五日会所山国見峰於テモ

社地神林七反壳畝廿四歩

奉幣天下泰平国家安全五穀豐熟祈奉留

天安二戊寅年ヨリ寛文十三丑年迄会所山半腹

社地十二坪 社地名幸野森申テ会所社ヨリ丑寅方一丁斗リ

鎮座其ヨリ今ノ地遷座

田内社地盜テ狭相成候

勅願所

此処ハ往古大足彦天皇此地御幸御陣被遊候処也會

宸翰 無御座候

所山国見峰ヨリ此地鎮座大友家滅亡後宮社荒テ其

勅額御撫物御玉串献上無御座候

跡ニ石之社御座候

社領 天正年中被沒収候

勅願所

造宮 大友家滅亡後ハ 日田郡ヨリ仕事も御座候

宸翰無御座候

刃連郷ヨリ仕事モ御座候

勅額御撫物御玉串献上無御座候

久津媛神社 国神ニテ往古ヨリ鎮座

社領 天正年中被沒収候

石之社 大足彦天皇此地御幸節為人參

造宮ハ大友家滅亡後ハ右之別御座候

祭神 廻会所山国見峰於テ国形申蜘蛛

纏面神社 久津媛神社同社御座候

久津媛命

蜘蛛ノ賊ノ起ヲ觀覽共尔御征伐座ス当国賊人悉

石之社

退治天皇喜テ永此国ヲ守レリト詔座テ久津媛

祭神 大足彦天皇 大友家滅亡ノ後宮社荒テ仮に会所社

命会所山国見峰ニ鎮座其後欽明天皇御宇日下

相殿奉祭

神位無御座候

祭日 九月九日

社 地 久津媛神社社地同所候

勅願所

宸翰無御座候

勅額御撫物玉串献上無御座候

社領天正年中被沒収候

造宮八大夫家滅亡後ハ右之別御座候

撰社

伊勢両宮遙拜所

宮 社 前一間横一間二尺

祭 神 大日靈女命

祭 神 豐受媛命 勸請年記相分不申

社 地 五坪 高地御座候

末社

○ 山神社 息長帶壳命此地御幸節御腰掛石ヲ奉祭 宮社無

御座候

祭 神 大山津見神 勸請年記相分不申

社 地 上様御林ト神林ト堺御座候

○ 關神社ツツ(関カ)

森御神体ニテ奉祭 宮社無御座候

祭 神 速吸媛神 勸請年記相分不申

社 地 十七坪

○ 石門別神社

森御神体ニテ奉祭 宮社無御座候

祭 神 豐磐間戸神 勸請年記相分不申

社 地 会所社境内

○ 鴨神社

山之片原奉祭 宮社無御座候

祭 神 事代主神 勸請年記相分不申

社 地 会所社境内

○ 若宮社

伊勢両宮遙拜所相殿奉祭 宮社荒テ無御座候

祭 神 大鷦鷯命 勸請年記相分不申

社 地 五坪

○ 大土神社

石御神体ニテ奉祭 宮社無御座候

祭神磯田彦神 勸請年記相分不申

社地 少々高地

○ 日田靈社

宮社前一間横一間

祭神 鬼藏永弘靈 勸請年記相分不申(付箋)

社地 若宮社ノ社地同所御座候

「前ノ書上尔祭神久津媛神ト書出候此迄日田社申伝候故久津媛神ト心得テ言上仕候此節能々調候処尔鬼藏永弘靈社ニテ御座候一(以上付箋)」

○ 日下部靈社

宮社ハ日田靈社同殿

祭神 日下部邑阿自靈 勸請年記相分不申

社地 同所御座候

会所社神主家筋世代

人皇四十九代光仁天皇ハ天智天皇御孫施基皇子ノ御子施基皇子之御孫牛人大君云ハ宝龜十己未年有故テ潜ニ都ヲ出出雲国

出雲郡ニ隱玉ヒ變号シテ高倉ト云然共隱シテ其処ヲ去玉ヒ豊前国救止郡姑居王ヒ共事成スシテ当国当地ニ來時延曆八己巳年也此時迄世送ル事岩太家顯尔至テ四代先祖大君ハ七十四才

世去玉ヒ祖父藏子ト云ハ五十七才死去父持人云ハ三十三才ニ

テ死去岩太家顯五才母ノ養育ニテ人ト成テ天安ニ戊寅年高倉岩太家顯十七才時ニ有故テ当社神主職ヲ鬼藏永弘殿ヨリ賜ハル天安二年高倉岩太家顯神主ト成テヨリ肥後父甚大夫家直迄凡四十二代間天災ニテ記録等焼失免許状相分不申候

享保五庚子年吉田家免許状有之候

元文三年吉田家免許状有之候

高倉出羽守源依篤

享和元年七月廿日叙從五位下同廿一日仕出羽守白川家執奏ニシテ奉蒙 勅許口宣案位記有之候

高倉撰津源広隆

文政四年十一月廿六日吉田家免許状有之候

社中人員 男 一人 当神主

女 二人 高倉雪雄源広光

他社兼勤有之候本社ニテ神主職他社ニテモ私ニ神主ト号候

社管轄日田県

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

同管轄之庁迄距離十八丁

三 会所八幡宮縁起 全

表紙に

「豊後国日田郡日高村鎮座

会所八幡宮縁起 全」とあり以下、

会所八幡宮縁起

会所八幡宮 三座

左 応神天皇

中 神功皇后

右 仲哀天皇

御宮再造寛文十三癸丑七月吉辰日会所八幡宮者往古神功皇后
異国追討之御時当所ニ御陣ヲ被遊候所也軍勢ヲ集メ御覽被遊
候所山ノ七八分バカリニアリ此処ヲ今遠見塚ト云スナリ会所
ノ二字是ヨリ初マリ会所山ト申也

文徳天皇天安ニ戊寅歲御鎮座マシマシ古ノ勅願所也是天下泰
平國家鎮護異国降伏五穀豐熟ノ為也此山ノ峰ニ影向石トテ有
此山荒レハ当郡不作シ当村滅亡スト云伝タリ

皇后天神地祇ヲ祭タマヒシ所トテ於今奉幣祭來レリ此石ヲ御

腰掛石ト云伝タリ悲カナ秀吉公ノ御代除地モ山モ不殘被召上
候也此時ノ社家ヨリ御敷キ申上候得バ宮部氏影向石ヨリ以南
ヲ御林北ヲ神林ニ御定メ被仰付候事難有仕合也皇后天神地祇
ヲ御祭リシ時御手水ノ水トテ東ニ当テ山ノ麓ニ岩ノ中ヨリ出
ル清水アリ雨水ニモ不汚旱魃ニモ不涸今俗ノ云伝ニハ安産ノ
水ト云婦人懐胎ノ時此水ニテ沐浴シ吞メハ安産ト云ヘリ爰ニ
一ツノ不思議アリ此刃連村ニ昔ヨリ産ニテ死タル者ハナシト
云伝タリ村中信心有ル時ハ火難痔疫無シ古ハ大社ナルベシニ
町バカリ丑寅ニ当テ地主ノ神道祖神鎮座サヘノ神ト云アリ午
未ニ当テ浜出ノ跡アリ今関戸社ト云前ニ放生川アリ今金川ト
云ナリ未申ニ当テ門神豐磐間戸神櫛磐間戸ノ神坐ス此神古ハ
酉ノ方ニ当テ田ノ中ニ町バカリニ楼門ノ跡石居アリ此処ニ鎮
坐ト云伝タリ此石少々盜人ニ被取数少シ成亥ニ当清水ノ井ア
リ皇后此水ニテ神饌ヲ調ヘタリ

正月七日鬼追ニ鬼ニ成ス者ニ水アラヒ身ヲ清サセシ所ヲ鬼ガ
ウチト云ヒテ西ノ方三丁許前ノ川ニ有鬼ヲシバリ付置シ故ニ
立石ト云南ノ方一町余田中ニアリ 石ニ大己貴之神鎮座ト云
鬼ヲ追スツル所ヲ鬼ガ塚ト云午未ニ当テ三丁バカリ外ニ少ノ
岩山アリ古ハ西向セシ御社ナルベシ今ハ境内モ田トナリ畑ト

ナリ時フレ御社モ荒捨衰候也願クハ古ノ道ニモ立カヘレガシ
ト時ヲ待者也

延宝五丁己歳二月

大官司 源家基

標柱 16

△雪雄云右ノ考ノ如ク兎ニ角ニ神功皇后三韓征伐ノ時 軍ヲ
此地ニ集メ給フ謂レ有ルヘカラサル事ナレバ此会所ハ幡宮
ハ久津媛ノ命ノ景行天皇ヲ迎ヘ給ヒ会合シ給ヘル所ニテ最
初ノ祭神ハ景行天皇久津姫命ノ二柱ナリシヲ何時ノ頃ヨリ
カ景行天皇ヲ仲哀天皇ト誤リ久津媛命ヲ神功皇后ト誤リ応
神天皇ヲ併セ祭りテ社号ニモハ幡宮ト負ハセ奉リシ者ナル
ベシ

豊後国日田郡日高村会所ハ幡宮縁起之文書古実ヲ誤謬スル事
居多ナルヲ以テ当今該社ニ奉仕スル祠掌高倉雪雄大ニ之ヲ慨
歎シ吾宇佐宮祢糸永茂昌ニ謀リテ古伝ヲ尋ネ今蹟ニ照シ標註
ヲ作りテ誤謬ヲ弁正ス其所説ノ正実ナル少モ疑ヲ容ル処ナシ
余千数百年來誤謬ニ属セシ社伝ノ一旦正実ニ反ル事ヲ喜悅シ

依テ一筆ヲ添テ歛ヲ後葉ニ伝フト云尔

于時明治十年十二月

宇佐神宮大官司從五位到津公俊

標註

- 1 此伝ハ景行天皇賊ヲ征伐シ給フヲ誤記セシモノナルベシ
- 2 遠見塚トハ塚アルニ依テ云也実ハ遠見岳ナリ国見岳又会所
山トモ云ナリ此山ハ日田ノ里ニ突出タレバ当郡ハ勿論豊前
筑前筑後等ノ国ニ至迄一目ニ見ヘテ見渡ノ宜キ土地也風土
記ニ云久津媛命ノ現レ玉ヒテ景行天皇ヲ迎奉リ言語給ヒシ
所也依テ国見岳又会所山トハ云
- 3 古ノ勅願所トアレハ景行天皇行幸ノ時久津姫命格別ノ功績
アリシ故ニ朝廷ヨリ祭祀被為在シ事ナルベシ今ニ其例ニ依
テ毎年十一月十五日祭祀アリ
- 4 御腰掛ノ石ハ景行天皇ノ御腰ヲ掛ケ給ヒシ石ナリ
- 5 古ハ山モ麓モ広ク境内ニテ山上ニ久津媛神社アリ東方ニ兩
峯アリ此レ皆社跡ナリ秀吉公ノ時山モ除地モ石上ニナリシ
事疑ナシ御腰掛石ヲ堺ト定メラレテヨリハ徳川氏ノ時モ同
様ナリ
- 6 安産云々今モ其靈驗著シ
- 7 古大社ナリシ事ハ現ニ礎跡ノ大ナルヲ見テモ知ヘシ
- 8 此道祖神ハ今会所ハ幡社境内ニ遷座セリ
- 9 金川ハ風土記ニ見ユル所ノ珍珠川ノ元川也
- 10 此門神ハ今会所ハ幡ノ境内ニアリ

11 楼門の礎石ハ明治七年中露^{ウラ}辺ノ地主掘除ケタレハ今ナシ

12 清水ノ井今尚存ス

13 立石今現存セリ

14 大己貴命ノ社ハ今会所ハ幡社境内ニ遷座セリ

15 鬼が塚ト云ハ古ハ小キ山ナリシヲ五十年前畑ニ築キシヨシ

也

豊西説話

豊後風土記ニ曰昔日磯城嶋宮御宇 天国排広庭天皇之世日下部ノ君等祖村ノ阿自仕エテ奉鞆部其邑ヲ阿自致^{アツ}就於此造宅居之因斯名曰鞆肩村後人改曰鞆編郷中有川曰玖珠川今謂日田川訛是也(刃連郷ハ鞆部郷ナランカ)

此村ノ惣社会所官ハ天安二丁^{アツ}丑年仲哀天皇神功皇后応神天皇ヲ崇祭ル此社古エ山上ニアリ西向ナリ今モ山上ニ御拝石残レリ又同所ニ遠見塚御腰掛石ト云アリ(何人ノ御腰掛石ナルヤ不詳)昔ハ大社ニシテ今ノ御宮ヨリ三丁程下モ畑ノ中ニ楼門ノ跡残レリ後今ノ宮地エ移シ奉(昔ハ玖珠川上井手村ヨリ刃連村会所宮ノ前通り流レ下ハ中磯川ニ入此川ヲ神楽川ト号ク其路ヲ今古川通リト云)

(御宮ノ前スコシ上ノ畑ノ中ニ木森アリ古シエ御祓ノハライ

有リシ跡ナリト云)

(祓カ)

比多国造止波宿祢^{ツカ}ノ後持統文武ノ御代コロ迄モ此郡ヲ領シイタリケンカ尤国造ハ既ニ云如ク国(守脱カ)ニヒトシトアレバ任ノ限リアルモノナルベケレドスベテ制法ハ後ノ代程ト委シク成タレハ成務ノ御代当リハサホドナクテ同天皇ノ四年任セラレテ其マ々ニ子孫玄孫コタヲ領シタ(リ脱カ)シトモ思ワル々ナリ扱国造ノ宅ハ予考ルニ今ノ会所宮ノ地ナルベシ其拠ハ同社ノ伝ニ曰昔神功皇后此ニ下リ給ヒ三韓退治ノ軍評定シ給フトテ諸ノ神集シ給ヒシ地ナリト云エリ此説笑フベキニ似タレ共將タ拠ナキニシモ非ス是ヲ弁センニハ先宿祢ノ宅会所宮ト極テ宿祢其宅ニ其迄存命シテ居タリトシ(成務四年ヨリ仲哀九年迄五十六年ニナレバナリ)宿祢皇后ノ唐国ヲ攻給フ御軍ニ加ワラン其評議ノ為諸ノ強卒ヲ集シ故則皇后ノ成リ給ヒシト後人ノ心得違カ又ハ例ノナマサカシキ人ノサカシラナルカ是モ又強ク云バ宿祢ハ都ヨリ下リシ人ナレバ皇后モヨシミ思召テ彼ノ宅ニ入給ヒシトモセン然共何ニモセヨ皇后ノ来リ給フ謂ナシ尚会所宮ノ地ニ宅ヲ構エシ拠ヲ云ハ其地ニ近キ田嶋村ニ今隈町ハ在リシ也是上古ヨリ日田ノ町也是一ツノ拠又今石原坂ノ南ノ山間ニ倉ケ追ト云名存在セリ是昔ノ官庫

ノ跡ナルベシ是ニツノ拠ナリ又其辺ニ七曹子ト云地名アリ是モ里民ノ上ニテ号ベキ称ニ非ス是三ツノ証ナリ尤モ是ハ後ノ代ノ称号ナルベケレドモ試ミニ云而已

一 御腰掛石ハ何人ノ御腰掛石ナルヤ不詳トアレトモ社伝ニハ天皇御腰掛石ナリ

一 止波宿祢日田国ノ国造ノ事ハ旧記ニ判然ナリ然レトモ伝ニモ見ヘス近方ニモ由縁是ナシ

一 本文之通り会所宮ノ麓ニ上古ハ隈町有リシ也

一 倉ケ迫ト云ハ官庫ノ跡ト考ヘ有レトモ全ク官庫ノ跡ニ非ラス鞍掛ケ石ト云フアリ依テ倉ケ迫ト云フナリ

一 七曹子ト云フ名ハ思得ズ

右之通り相違無御座候也

明治十七年十二月

高倉雪雄

一 会所神社（会所八幡社又世蘇宮又余曾宮と書セリ）明治五年会所神社ト改正仕候処今度御庁ニ於テ御取調之上久津媛神古伝ト御定メ相成候得バ世蘇宮ト御定号被下度若シ宮称相成ガタク候ヘバ世蘇神社と御称号被成下度尤モ地名ヲ世蘇宮ト申シ三才ノ童子モ能ク知る処ニ是アリ候

一 先般神社御取調御検査官御派遣ニ相成其節可申上之処神社明細書御跡回シニ相成候ニ付今回上申仕候間天神地祇ヲ久津媛神社ニ御差加ヘ被下度尤モ社伝記ニ天皇天神地祇ヲ祭り給フト是アリ候今ノ久津媛神社ノ鎮座在シマス処ハ天皇神祭在ラセラレシ地ナリ

四 会所神社諸資料

1 豊後国志 古蹟 会処宮

在ニ刃連郷田島村ニ、豊日誌曰、成務天皇五年、乃命ニ鳥羽宿祢、為ニ日田国造ニ、居ニ于鞆連ニ、常会ニ民庶ニ、以教ニ耕之事ニ、遂名ニ共居ニ、曰ニ会所宮ニ、是也、今按ニ其地ニ在ニ田島村ニ、蓋田島田始之義訓也、豊西記曰、足尼既卒、百姓懷ニ其德ニ、立祠于此ニ祭レ之、後移ニ石井郷ニ、今石井祠是也、

全 神祠 石井神祠

在ニ石井郷石井村ニ、祭ニ日田国造止波宿祢ニ、初在田島ニ、寛平二年郡主大藏永弘移ニ于此ニ、安元二年、大藏永英再修焉

2 豊西記

石井源大夫大いに喜悅し、帯ぶる所の宝剣を以て、大虚に向つて、之れを抛つ（略）野中に落つ、仍つて此の山を名づ

けて、劍納山と号す、石井大明神の社地是れなり、石井大明

神は、当郡の本たるに依つて、郡内の祭祀は、石井より始ま

ると(延喜十一年の項)、永享三辛亥年、石井大明神の社殿

を重建し(大藏永秀の項)。

3 豊西説話(乾)

「豊後国日田郡大原八幡宮縁起」大日本は天地ひらけて後天

祖はじめて基をひらき(略)撰社、会所八幡宮(神功皇后ヲ

祭奉ル所也古八幡宮神幸ナリシ所也)若宮八幡宮(仁徳天皇

ヲ祭奉ル所也近年此社へ神幸アリ)黒男殿(武内宿祢ヲ奉ル

紀氏ノ人奉崇敬)

全 (坤)

豊後風土記二曰：鬼火をたきし所也(会所八幡宮縁起に記載

してあるので省略)大原八幡宮求来里元宮より放生会に御輿

御幸此会所宮へありしと云今も山際へ古道あり此宮へ古き鱈

口あり其銘に曰

扶桑下豊之前州

宇在郡 津布佐

若宮殿御宝前鱈口銘右志趣者天地

清寧国家安盛伏願聞者千二百功德云々次所

寿峯高衆 福高弥案

子孫繁栄公私吉慶也

永正元年甲子初秋吉日

忠久謹白

又銘有り

会所八幡大菩薩御宝殿也勸進之祈年各敬白

天文五年丙申五月十日 堀下野守 実 敬白

又銘有り

中尾八幡宮奉寄進鱈口

奉寄進鱈口豊後州日田郡刃連郷

天文二十三月吉日

此鱈口毛利伊勢守殿より寄進とも云伝ふ也(刃連邑)、

一同村の内上徳瀬友田村の内下徳瀬と両村に別れしか共昔ハ

徳瀬村と云一村也又下徳瀬善神王社ハ古しへ刃連内の内会所

宮に有(今も会所宮の山際に礎残り)昔会所宮の前通りに

川有(今古川通りと云)此川洪水の砌に善神社川下へ流れ

て下徳瀬に至る寄て同所へ勸請すと云(下徳瀬ハ今友田村に

連しか共元上下一村なれハ爰に出す

延喜十八年醍醐天皇御宇刃連村会所宮へ楼門建其脇善神

王を勸請す天慶元年戌六月上旬に至大雪降誠に珍事也同

七月大雨続き洪水にて楼門流失此時に善神王社川下へ流

れ下徳瀬に至る御神体砂に埋る事久し後狩野弥七左衛門

と云者に御告ありて砂中を掘出し社檀を建勸請す神託を

以て御神体埋る所を御地とす〔狩野弥七左衛門の子孫今下瀬瀬善右衛門とか云者也〕（庄手村）

鬼塚ハ昔刃連村会所宮より鬼火を焚し所也と云鬼火塚と云へきを後誤りて鬼塚と云ならハしたりとも又男塚女塚と二ツありしを女塚ハなくなりて男塚のみ残りりとも（竹田村）

比多国造止波宿祢の後持統文武の御代の頃迄も此郡を領したりけんか尤国造ハ既に云如く国守にひとしとあれハ任の限りあるものなるへけれと都て制法ハ後の代ほど委しく成たれハ成務の御代当リハさほどなくて同天皇の四年任せられて其俣に子孫玄孫こゝを領したりしとも思ハるゝ也扱国造の宅ハ予考るに今の会所宮の地なるへし其処ハ同社の伝に曰昔神功皇后此地に下り給ひ三韓退治の軍評定し給ふとともろくの神集し給ひし地也と云へり（以下会所八幡宮縁起に引用してあるので省略）

4 太宰管内志 豊後国三卷 日田郡

さて「亀山随筆」に、（略）といへり、また〔同書〕に、比多ノ国造ノ趾と云もの、刃連ノ郷田島村会所ノ宮ノ山ノ麓にありといへり、

5 造領記卷上

次の天皇志賀高穴穂宮御宇稚足彦命（成務）の五年乙亥秋九月止波足尼トノスケネを比多国造となし給ひき宿祢は葛城国造同祖なり宿祢こゝに下り来て会処山の西の麓に家造りて此国を知たりき（略）皇后氣長足姫尊韓國を征給ふ時（略）三のから國を從へなひけて還御の後宿祢はこゝにかへりて民をいづくしみ深あはれみ広く恵みけるによりて其徳をあふき貴ひてゑそ山の祠とあかめ年こと月毎愈らさりき

春樹曰（略）足尼の祖考出し国地なればこゝに來られしもよし有に似たり止波と云は地名なるへし大和国に鳥羽云々地名有

6 宇佐大鏡

日田郡五箇所（略）田嶋別府符 田数廿六丁
但宮召加地子定田十一丁四反 加地子稻二
百廿八束四把

四至 東限田 南限田并会所道 西限大道北限田并卯酉大道

7 淡窓全集

寛政二年（略）四極翁ノ門ニ於テ相交ル者、其一ニヲ録ス；（略）高倉隼人（懷旧樓筆記卷二）。文政二年己卯（略）三

月十六日伯父ニ随ツテ散歩シ、会所宮ノ後山ニ上レリ、此山家ヲ去ルコト、纔二十町ナレトモ、終ニ行イテ遊ヒタルコトナシ、此日與ニ乗シテ上リシニ、樹木遍ク生シテ、蹊徑アルコトナク、且頗ル峻嶮ニシテ、上リ難シ、中頃悔イテ留ラント欲スルコト数度ナリ、漸クニシテ、絶頂ニ至ル、隈川隈町ヲ樹木ノ間ヨリ見タリ、帰路会所宮祠官ノ家ニ過リ、茶ヲ乞ヘリ、祠官隼人四極先生ノ門人ニシテ、余カ幼時ノ相識ナリ（懐旧樓筆記卷十九）。

秋晚散ニ歩近村一

稲穂田疇曠、泥乾徑路通、竹籬喧ニ水磯、茅屋響ニ綿弓、栢暗団欒塢、楓明恵莚宮、行馳ニ農父語、多雨不レ妨レ豊、（遠思樓詩鈔卷上）。

8 広瀬旭莊「恵楚宮」詩

深林無ニ日光、朽木時生レ耳、野鳥不知レ名、來巢祠廟裡

9 豊後国日田郡村誌、日高村 会所八幡社

村社、社地東西拾式間余南北拾五間余、面積六畝拾式歩、村北字会所宮ニアリ、息長足姫命誉田別天皇帶仲日子天皇ヲ祭ル。天安二年郡司鬼藏大夫勸請ス、明治六年村社ニ列ス、祭日十月二日。

10 日田今古録（日田雜誌第一卷六号）

豊後風土記鏡坂の条に（略）此地（日田）に行幸し給ふや、今の三芳村大字日高の会所山に住める久津媛といふ女酋、天皇の軍来りませるを聞き族類を率ひて、其西凡二十町なる高瀬村上野鏡坂に皇軍を迎へ奉り、国の消息を申して帰順せり（略）其後の研究未だ見えず、只久米邦武氏著日本古代史四六八頁に「豊後風土記の鏡坂の部」を引き、

前略神あり久津媛と曰ふ、参迎へて国の消息を弁申すとあるに抛れば、此（日田）を通行ありて（略）

11 三隈鈔 石井神社

五和村石井字寺内にあり、日田国造、止波宿禰の神靈を祀る本郡に於ける古社にして四方の尊崇甚だ篤し、縁起に云、志賀高穴穗宮（成務天皇）の御宇葛城国造の同祖止波足尼を比多国造に定め賜ふ、都より来り田島村に居り、酋長久津媛を用ひて稲置となし、常に親しく人民に農耕の道を教へ（略）国造卒して後、人民其の徳を慕ひ本社に祀る。

12 豊後風土記刃連考 第八章

因に云ふ、曾て、私、^{註1}彼の、「会所宮考」を書いたのに、彼の、豊日誌とかやに……（以下豊日誌の誤を指摘したもので

あるが、肝腎の「会所宮考」が未見であるので本稿では省略する。

13 日田金石年史

日田郡日田町大字竹田 真宗西派広田寺所蔵鱧口（直径一尺一寸五分）

扶桑下豊之前州宇佐郡津布佐若宮殿御宝前鱧口銘事右志趣者
天地清寧國家安盛伏願聞者千二百功德云々祈寿高聳福海弥深
子孫繁榮公私吉慶也 肯永正元年甲子初秋吉日 忠久謹白

会所宮神体三尊仏奉遷座当寺是鱧其社頭所具爾云 歳在明治九年丙子春（金石年史P27）同町同寺所蔵、永正元年鱧口銘文

中尾八幡宮奉寄進鱧口天文五年丙申五月十日掘下野守実敬白、
日田郡刃連郷肯天文二十三日十二月吉日 勸進元折主敬白
会所八幡大菩薩御宝殿（金石年史P30）（豊西説話記載のものと同じであるうが、銘文に相違があるのでとり上げた。

14 日田市十年史 会所宮

会所山と呼ばれ、以前は全山松杉松におおわれていたが、山がひらかれ（略）麓の会所宮より山路を踏めば、椿、いちい榎の茂みが続き（略）中腹道の左に鳥羽塚、頂上近くはぜの

根かたに御腰掛石といわれるものなどがのこる。頂上はひらけ、景行天皇御遺蹟の七字を刻む石碑と、傍につつましやかに歌碑が建っている。昭和十三年十月建とあり、山びらきをなされたのは、肥後の人、内柴御風翁である。（略）

まきむくの日代の宮の遠すめろぎあおがいまつる会所の神山

15 豊西史談

然りと雖も、元大原より数町西方、会所三峰の北嶺上まで御神幸、放生の儀も所謂形計りながら平安朝末期迄猶二百余年は御神幸等支障なく執行せしが（第五号 大原八幡宮）御浜出しに御幣は、小行事先御供左衛門太夫、大行事は跡御供宮太夫、塵道（浄道とも書く会所大官司役の事）参り、折の榊葉入持、御神を清め申候、次にしゆし（咒師か、大法会の時咒願を誦誦する事を掌る僧の役者）罷出榊葉六ツ折扇に入れ社僧六人（に）さわらせ候、其後、塵道、折二前、木銚子、取くし放生の事（略）（三巻一号、天正四年頃放生会次第）

16 日田市埋蔵文化財分布一覽（昭和四七年・県教委）

四四鳥羽塚古墳、大字田島（田島か）。立地は丘陵山林で古墳時代の円墳で、現在は消滅しているが鳥羽宿禰の墓として伝説されて

いる。(所在は大字刃連字会所山とすべきにあらう、筆者)

17 大分県社寺名勝図録 日田郡神社之部 会所神社御由緒

本社創建ハ人皇五十五代文徳天皇御宇天安二年戊寅年ニ鎮リ玉ヒ 然而当所往昔ハ韃負郷ナリ 上古ハ神功皇后征韓ノ時軍勢ヲ召集シ皇后神祭アラセラレ□地□伝□社伝ル見ヘタリ□テ貞観年間時ノ郡司大蔵永弘当社ヲ深ク崇敬アリ賊党退治ノ上武器(弓矢)ヲ奉納シ尚神領若干ヲ寄セラレ国家泰平武運長盛ヲ奉□ス殊ニ当地ハ日田郡中有名ノ旧蹟地タリ且当社古蹟ハ大社ニシテ玖珠日田両郡ノ総社タリシガ星霜経ルニ随ヒ時勢ノ變遷ニ因リ今ハ僅ニ五十有余戸ノ産土神社ニ坐セリト□爾

○日下部神社御由緒

当社ハ豊後風土記ニ曰昔者磯城嶋宮御宇天國排開広庭天皇之世日下部君等祖邑阿自仕奉韃部其邑阿自久就於此村造宅居之因斯名曰韃負村役人改曰韃編郷ト記載アリ其後作刃連 因ニ云往昔韃負村ト記載アルハ則チ当刃連ハ是ナリ 高倉攝雄謹識

註一 内柴御風翁、

五 おわりに

伊藤勇人・末広利人両氏のすすめで本稿を草した。尚ほ資料の会所神社調所は、高瀬重良氏所蔵であり、会所八幡宮縁起は伊藤・末広両氏より提供をうけたものであり、社寺名勝図録は橋本信房氏(明治三十七年刊)によった。(日田市文化財委員長)

大分県地方史料叢書(4)

「元禄・天保 豊前国 郷帳」

豊前国 豊後国

A5版・P221

頒価 一、五〇〇円(会員) 一、七〇〇円(非会員)

二、五〇〇円(会員外) 一、七〇〇円(非会員)

申込先 大分県地方史研究会